令和二年原子力規制委員会規則第八号

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する

準に関する規則を次のように定める。 目 質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第十五号)の一部の施行に伴い、及び核原料物 法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律 十の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設の技術基 (昭和三十二年法律第百六十六号)第四十三条の 原子力利用における安全対策の強化のための核 核燃料物質及び原子炉の規制に関する 2

総則(第一条—第四条)

第二十四条) 使用済燃料貯蔵施設の基準 (第五条

雑則 (第二十五条)

(適用範囲) 第一章 総則

第一条 この規則は、 用済燃料を貯蔵するものに限る。)について適 使用済燃料貯蔵施設(金属キャスクによって使 う。) 第四十三条の四第二項第二号に規定する び原子炉の規制に関する法律(以下「法」とい 核原料物質、核燃料物質及

第二条 この規則において使用する用語は、 おいて使用する用語の例による。 法に

(定義)

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

項第一号に規定する放射線をいう。 以下「燃料貯蔵規則」という。)第一条第二 規則(平成十二年通商産業省令第百十二号。 放射線 使用済燃料の貯蔵の事業に関する

二 管理区域 燃料貯蔵規則第一条第二項第二 号に規定する管理区域をいう。

第五号に規定する放射性廃棄物をいう。 第三号に規定する周辺監視区域をいう。 周辺監視区域 放射性廃棄物 燃料貯蔵規則第一条第二項 燃料貯蔵規則第一条第二項

第二項第一号に規定する金属キャスクをい 以下「事業許可基準規則」という。)第二条 二十五年原子力規制委員会規則第二十四号。 置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 金属キャスク 使用済燃料貯蔵施設の位

> 第二号に規定する安全機能をいう。 安全機能 事業許可基準規則第二条第二項

t 第二項第三号に規定する基本的安全機能をい 基本的安全機能 事業許可基準規則第二条

(特殊な設計による使用済燃料貯蔵施設)

第三条 特別の理由により原子力規制委員会の認 で使用済燃料貯蔵施設を設置することができ 可を受けた場合は、この規則の規定によらない

付して申請しなければならない。 及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添 (廃止措置中の使用済燃料貯蔵施設の維持) 前項の認可を受けようとする者は、その理由

第四条 法第四十三条の二十七第二項の認可を受 画に定めるところにより、当該施設を維持しな 規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計 この条において同じ。)で定める性能維持施設 能維持施設をいう。)については、この規則の 届出があったときは、その変更後のもの。以下 第三項又は第五項の規定による変更の認可又は けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画 ければならない。 (燃料貯蔵規則第四十三条の三の二第九号の性 (同条第三項において準用する法第十二条の六

(使用済燃料の臨界防止) 第二章 使用済燃料貯蔵施設の基準

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨 界に達するおそれがないようにするため、核的 に安全な形状寸法にすることその他の適切な措 置が講じられたものでなければならない。 (使用済燃料貯蔵施設の地盤)

第六条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規 ことができる地盤に設置されたものでなければ 則第八条第一項の地震力が作用した場合におい ならない。 ても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持する

(地震による損傷の防止)

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する 地震力(事業許可基準規則第九条第二項の規定 より公衆に放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。 により算定する地震力をいう。)による損壊に

2 能が損なわれるおそれがないものでなければな 九条第三項の地震力に対してその基本的安全機 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第

3 りその基本的安全機能が損なわれるおそれがな (津波による損傷の防止) いものでなければならない。 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第 《条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によ

則第十条の津波によりその基本的安全機能が損第八条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規 なわれるおそれがないものでなければならな

れがない構造であること。

た物を含まない流体を導く管に逆流するおそ 汚染された物が使用済燃料によって汚染され

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第九条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然 的安全機能を損なうおそれがある場合におい現象(地震及び津波を除く。)によりその基本 措置が講じられたものでなければならない。 て、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な

その他の適切な措置が講じられたものでなけれ基本的安全機能が損なわれないよう、防護措置 るものを除く。) により使用済燃料貯蔵施設の 事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の 合において、事業所における火災又は爆発事らの衝撃が発生するおそれがある要因がある場 される事象であって人為によるもの(故意によ する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部 する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部か使用済燃料貯蔵施設は、周辺監視区域に隣接

防止 (使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の

第十条 条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。) 貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵(以下単に「事業所」という。)は、使用済燃料 を防止するため、適切な措置が講じられたもの する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二 施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件そ でなければならない。 アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関 おそれがある物件が持ち込まれること及び不正 (閉じ込めの機能) 他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所

第十一条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げると ころにより、使用済燃料又は使用済燃料によっ 持するように設置されたものでなければならな う。)を限定された区域に閉じ込める機能を保 て汚染された物(以下「使用済燃料等」とい

えいするおそれがない構造であること。 金属キャスクは、使用済燃料等が外部に漏

二 流体状の使用済燃料によって汚染された物 する場合には、流体状の使用済燃料によって 汚染された物を含まない流体を導く管を接続 を内包する容器又は管に使用済燃料によって

拡大するおそれがある部分に限る。)は、 使用済燃料によって汚染された物の漏えい を取り扱う設備が設置される施設(液体状の に掲げるところによるものであること。 液体状の使用済燃料によって汚染された物 用済燃料によって汚染された物が漏えいし 難いものであること 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使 次が

り低い場合であって、液体状の使用済燃料 設外へ漏えいすることを防止するための堰状の使用済燃料によって汚染された物が施 るおそれがないときは、この限りでない。 の床面が隣接する施設の床面又は地表面よ が設置されていること。ただし、施設内部 によって汚染された物が施設外へ漏えいす ずる出入口若しくはその周辺部には、 物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通 液体状の使用済燃料によって汚染された

いる場合は、この限りでない。 管理区域内に開口部がないものを除く。) 汚染された物により汚染するおそれがある に掲げる事項を計測する設備が設置されて に廃棄する設備及び第十八条第一項第三号 汚染された物により汚染された排水を安全 ただし、当該排水路に使用済燃料によって の上に施設の床面がないようにすること。 水に係るものであって使用済燃料によって 事業所の外に排水を排出する排水路(湧

(火災等による損傷の防止)

第十二条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発 警報を発するものに限る。)が設置されたも 報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器そ る場合において、必要に応じて消火設備及び警 施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがあ でなければならない。 の他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、 の影響を受けることにより当該使用済燃料貯蔵

2 損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、

3 ものでなければならない の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがない

切な防護措置が講じられたものでなければなら 能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すると 発により損傷を受けるおそれがあるものは、可安全機能を有する施設であって、火災又は爆 ともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適

(安全機能を有する施設)

能を有する施設の安全機能を確認するための検第十三条 安全機能を有する施設は、当該安全機 ものでなければならない。 ための保守又は修理ができるように設置された 査又は試験及び当該安全機能を健全に維持する

備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する わないように設置されたものでなければならな 場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損な 共用し、又は安全機能を有する施設に属する設 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と

(材料及び構造)

第十四条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管 第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行 び第三号の規定については、法第四十三条の九 ければならない。この場合において、第一号及 の材料及び構造は、次に掲げるところによらな もの(以下この項において「容器等」という。) 蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要な 及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯 うまでの間適用する。

ろによるものであること。 容器等に使用する材料は、次に掲げるとこ

な耐食性を含む。)を有すること。 用中の応力その他の使用条件に対する適切 して適切な機械的強度及び化学的成分(使 水質、放射線、荷重その他の使用条件に対 容器等が、その使用される圧力、温度

- 重その他の使用条件に対して適切な破壊じ 容器が使用される圧力、温度、放射線、荷。)に使用する材料にあっては、当該密封(以下この項において「密封容器」という 方法により確認したものであること。 ん性を有することを機械試験その他の評価 使用済燃料等を閉じ込めるための容器 2
- 度に対して適切な破壊じん性を有すること ては、当該管及び支持構造物の最低使用温 管及び支持構造物に使用する材料にあっ

たものであること。 を機械試験その他の評価方法により確認し

- り確認したものであること。 有害な欠陥がないことを非破壊試験によ
- ろによるものであること。 容器等の構造及び強度は、次に掲げるとこ
- 変形を弾性域に抑えること。 取扱い時及び貯蔵時において、 全体的な
- 弾性域に抑えること。 う。)を担保する部位(ハにおいて「密封 項第三号ハに規定する閉じ込め機能をい じ込め機能(事業許可基準規則第二条第一 シール部」という。)については、変形を る機能に影響を及ぼさないこと。また、閉 分な余裕を有し、金属キャスクに要求され
- 域に抑えること。 た、密封シール部については、変形を弾性 て、全体的な塑性変形が生じないこと。ま 密封容器にあっては、試験状態におい
- Ξ であること。 て同じ。) は、次に掲げるところによるもの 属部及び熱影響部をいう。以下この号におい 密封容器の主要な耐圧部の溶接部(溶接金
- イ 不連続で特異な形状でないものであるこ
- 験により確認したものであること。 不良その他の欠陥がないことを、非破壊試 かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み 機械試験その他の評価方法により適切な 溶接による割れが生ずるおそれがなく、 適切な強度を有するものであること。
- ち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確 け 漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、 保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は 著しい漏えいがないように設置されたものでな ればならない

量 率

- 密封容器にあっては、破断延性限界に十
- 扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生 じないこと。 密封容器及び支持構造物にあっては、取
- じないこと。 取扱い時及び貯蔵時において、 座屈が生

- 認したものにより溶接したものであるこ を有する溶接士であることをあらかじめ確 溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能
- 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のう

第十五条 使用済燃料を封入した金属キャスクの (搬送設備及び受入設備)

- 掲げるところによるものでなければならない。 搬送及び受入れのために使用する設備は、次に 及び受入れを行う設備は、当該金属キャスク 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送
- 及び受入れをするための動力の供給が停止し一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送 た場合に、当該金属キャスクを安全に保持し

を安全に取り扱う能力を有するものであるこ

ているものであること。

第十六条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等 の崩壊熱を適切に除去するように設置されたも のでなければならない。

事項を計測する設備が設けられていなければな第十七条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる 場合は間接的に計測する設備をもって代えるこ る設備については、直接計測することが困難な らない。この場合において、当該事項を計測す (計測制御系統施設)

とができる。 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面

- (蓋を溶接する場合を除く。) の圧力 密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部 使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の
- 2 く漏えいするおそれが生じたときに、これらを 喪失、誤動作その他の要因により使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の 確実に検知して速やかに警報する設備が設けら 棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著し 量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃 若しくは同項第四号の外部放射線に係る線量当 たとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度 蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じ れていなければならない。 使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度
- (放射線管理施設)
- 第十八条 事業所には、次に掲げる事項を計測す することが困難な場合は、これを間接的に計測ない。この場合において、当該事項を直接計測 する施設をもって代えることができる。 る放射線管理施設が設けられていなければなら 使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁

- 箇所における排気中の放射性物質の濃度 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する
- れた物の表面の放射性物質の密度 性物質の濃度及び放射性物質によって汚染さ 規制委員会の定める線量当量、空気中の放射 箇所における排水中の放射性物質の濃度 管理区域における外部放射線に係る原子力
- Ξ. 子力規制委員会の定める線量当量 周辺監視区域における外部放射線に係る原
- 2 うに設置されたものでなければならない。 うち必要な情報を、適切な場所に表示できるよ 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項

(廃棄施設)

- 第十九条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性 廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に 掲げるところによるものでなければならない。 を有するものであること。 おいて発生する放射性廃棄物を廃棄する能力 限度以下になるように使用済燃料貯蔵施設に が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度 域の境界における水中の放射性物質の濃度 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区
- 廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備 合において、流体状の放射性廃棄物が放射性 体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場 と区別して設置されたものであること。ただ に逆流するおそれがないときは、この限りで し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 機能が適切に維持し得るものであり、かつ、過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の 棄物を排出することがないものであること。 排気口以外の箇所において気体状の放射性廃 はろ過装置の取替えが容易な構造であるこ ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ
- の防止 Ŧī. .使用済燃料によって汚染された物による汚染 棄物を排出することがないものであること。 排水口以外の箇所において液体状の放射性廃 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、
- における原子力規制委員会の定める線量当 第二十条 出入りする建物内部の壁、 使用済燃料貯蔵施設のうち人が頻繁に 床その他の部分であ

って、使用済燃料によって汚染された物により

第二十一条 汚染された物による汚染を除去しやすいもので それがあるものの表面は、使用済燃料によって (遮蔽) 染されるおそれがあり、かつ、人が触れるお ばならない。

たものでなければならない。 の定める線量限度を十分下回るように設置され 線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会 燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済

害を防止する必要がある場所には、放射線障害事業所内における外部放射線による放射線障 でなければならない。 漏えいを防止するための措置が講じられたもの防止するために必要がある場合には、放射線の の他の貫通部がある場合であって放射線障害を 合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管そ 設備が設けられていなければならない。この場 を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽

2 3 連絡設備が設けられていなければならない。 必要がある場所と通信連絡ができるよう、 生した場合において事業所外の通信連絡をする 避のための設備が設けられていなければならな 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退 事業所には、安全設計上想定される事故が発 通信

第三章 雑則

(電磁的記録媒体による手続)

第二十五条 第三条第二項の申請書の提出につい とができない方法で作られる記録であって、 気的方法その他の人の知覚によって認識するこ電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁 び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出する 子計算機による情報処理の用に供されるものを いう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及 に記載すべきこととされている事項を記録した 当該申請書の提出に代えて、当該申請書 電

ことにより行うことができる。

附 則 抄

第二十二条

使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料

(換気設備)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対 原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する 策の強化のための核原料物質、 日) から施行する。 法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一 (使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法 (施行期日) 核燃料物質及び 0

により換気設備が設けられていなければならな 止する必要がある場合には、次に掲げるところ 等により汚染された空気による放射線障害を防

第二条 業省令第百十三号) の技術基準に関する規則 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法 次に掲げる規則は、廃止する。 (平成十二年通商産

使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基

するおそれがない構造であること。

使用済燃料等により汚染された空気が逆流

技術基準に関する規則等の廃止)

力を有するものであること。

放射線障害を防止するために必要な換気能

去又はろ過装置の取替えが容易な構造である

つ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除

準を定める規則 会規則第二十六号) 百十四号) 使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準 1関する規則(平成二十五年原子力規制委員 (平成十二年通商産業省令第

第二十三条

(予備電源)

空気を吸入し難いように設置すること。

吸気口は、使用済燃料等により汚染された

系統からの電気の供給が停止した場合におい二十三条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源

第二十四条 事業所には、

(通信連絡設備等)

事故が発生した場合において事業所内の人に対に1十四条 事業所には、安全設計上想定される

ができる予備電源が設けられていなければなら

監視設備その他必要な設備に使用すること

連絡設備が設けられていなければならない

し必要な指示ができるよう、

警報装置及び通信

電磁的記錄媒体提出票

H

年 月

原子力規制委員会 殿

住

所 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 氏

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則第3条第2項の規定により提出すべき申請書に記載 べきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 電磁的記録媒体に記録された事項
- 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記 2 2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号
- 付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒 体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を 記載すること。
- 該当事項のない欄は、省略すること。

別記様式 (第25条関係)